

## 市有財産売買契約書(案)

売渡人 甲賀市長 (以下「甲」という。) と、買受人  
(以下「乙」という。) とは、次の条項により土地の売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 甲は、末尾記載の物件 (以下「売買物件」という。) を乙に売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

(売買代金)

第3条 売買物件の売買代金は、 金 円とする。

(契約保証金)

第4条 甲及び乙は、この契約を締結するにあたり、乙が甲に、契約保証金として、  
金 円を支払ったことを確認する。

2 前項の契約保証金には、利息を付さない。

(売買代金の納付)

第5条 乙は、第3条に定める売買代金を平成 年 月 日までに、甲が発行する納入通知書により、甲賀市水道事業企業出納員に支払わなければならない。

2 前条第1項に定める契約保証金は、乙の申し出により売買代金の一部に充当することができる。

(所有権の移転及びその時期)

第6条 売買物件の所有権は、乙が第3条の代金を完納したときに、甲から乙に移転するものとする。

2 売買物件は、前項の規定によりその所有権が移転したときに、乙に対し現状有姿のまま引き渡しがあったものとする。

(所有権の移転登記)

第7条 乙は、前条第1項の規定により、この土地の所有権が移転した後、速やかに所有権移転登記を行うものとし、甲はこれに協力するものとする。

2 前項の登記に要する費用は、乙の負担とする。

(公租公課)

第8条 この物件に対する公租公課は、引渡し日の前日までは、甲の負担とし、その後は乙の負担とする。

(危険負担)

第9条 この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、甲の責めに帰することの

できない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、乙が負担するものとする。

(かし担保)

第 10 条 乙は、この契約締結後、売買物件に数量の不足その他かくれたかしのあることを発見しても、売買代金の減免もしくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(契約の解除)

第 11 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第 12 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第 13 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(法令等の規制の遵守)

第 14 条 乙は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものであることを確認し、売買物件を利用するにあたっては、当該法令等を遵守するものとする。

(管轄裁判所)

第 15 条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第 16 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保持する。

平成 年 月 日

甲 甲賀市水口町水口 6 0 5 3 番地  
甲賀市長

Ⓜ

乙

Ⓜ

土地の表示

滋賀県甲賀市土山町野上野 番 地目 宅地 m<sup>2</sup>  
以 上